

平成25年 第16回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成25年11月6日(水)
開会 午後6時35分 閉会 午後7時50分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課 吉田 誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
 - (1) 議案第82号 平成24年度教育委員会活動の点検及び評価報告書について
 - (2) 議案第83号 京丹後市公民館再編計画(案)について
 - (3) 議案第84号 京丹後市公民館条例の一部改正について
 - (4) 議案第85号 京丹後市社会教育委員条例の一部改正について
 - (5) 議案第86号 京丹後市社会教育委員会議運営規則の一部改正について
 - (6) 議案第87号 京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則の一部改正について
 - (7) 議案第88号 京丹後市立学校記念誌発行補助金交付要綱の一部改正について
 - (8) 議案第89号 京丹後市立保育所条例の一部改正について
 - (9) 議案第90号 丹後建国1300年記念事業音楽で語る丹後の歴史～NPO法人音楽のまちづくり設立7周年記念・平成25年度京都市町村・地域自治功労者表彰受賞記念コンサート～の開催に係る後援について
 - (10) 議案第91号 bjリーグ2013-2014シーズン京都ハンナリーズ宮津ホームゲームの開催に係る後援について
- 8 その他 諸報告
- 9 会議録 別添のとおり(全22頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成25年12月5日

委員長 小松 慶三

署名委員 森 益美

〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘

〔説明者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄

〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

ただ今から「平成25年 第16回京丹後市教育委員会定例会」を開会させていただきます。先ほどまで、教育長と教育委員の方、事務局の方、丹後地方の教育委員会連合会の視察研修という事で行かせていただいております。そうした中で、人権の施設でもあります「ツラッティ千本」、そしてまた、知恩院の御影堂の方で文化財の修理業務の方の視察研修ということで行かせていただきました。この所、いろんな研修がたくさんございました。本当に一つひとつ十分に考えていかなければならないなと思っております。

時間も押しておりますので、早速ですけれども進めさせていただきたいと思っております。

それでは、米田教育長から、第15回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事を中心といたしまして、教育長報告をお願いします。

〈米田教育長〉

お待たせいたしました。委員さん方におかれましてはご苦勞様でした。研修の秋という事で、この1ヶ月も研修が続きましたけれども、身になるものにしていきたい、京丹後市の教育の推進に、というふうに考えております。動静の関係ですが、時間の関係もありまして目を通していただけたら良いと思っておりますけれども、ちょっと変わった事業、10月20日に京丹後市青少年未来議会というのがJ Cの主催でありました。各中・高から2名ずつの議員さんから質問をいただきまして、教育委員会にも5人の議員さんが質問をしてくれました。質問の項目だけ書いておりますので目を通しておいてください。

以上です。

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告につきまして、ご質問等ございましたらお願い致します。

次に会議録の承認を行います。第14回の署名委員は野木委員、第15回の署名委員は文珠委員となっております。会議録につきましては、お手元の方に送付しております。原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

それでは、原案どおり承認致します。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

森委員を指名しますのでよろしくお願ひいたします。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第にそつて議事を進めさせていただきます

議案第82号「平成24年度教育委員会活動の点検及び評価報告書について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきまして、教育次長の方から提案説明いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第82号「平成24年度教育委員会活動の点検及び評価報告書について」説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定によりまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと定められているため、この報告書を作成するものです。また、同条第2項において、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有するものの知見の活用を図るものとするのが規定されており、今回においても、大学の2名の先生の意見を付けております。

内容について、目次にありますように、自己点検・評価について、教育に関する学識経験者の意見、続けて、Ⅰとしまして教育委員会の活動状況、Ⅱ施策評価調書、Ⅲ平成24年度決算付属資料等の構成となっております。自己点検・評価については、「平成24年度の教育活動を振りかえつて」を記載しております。

平成24年度の教育関係の主な事業としまして、子ども未来課が教育委員会の所管となり就学前から中学校卒業までの子どもの育ちと指導の一貫性を目指した取組みを進め、子育て支援・就学前教育関係では、保育所施設の耐震化のための仮設保育所の設置、「子育て支援ガイドブック」を作成しています。

学校関係では、学校再配置の取組みを進め、新たに2小学校と1中学校が誕生しました。また、「学校教育改革構想」を策定し、小中一貫教育の推進に向けた実践教育を行うほか、適応指導教室として「教育支援センター」を開設しております。学校施設整備では、耐震補強工事、再配置による学校の増改築、改修等を行っております。

社会教育の分野では、友好都市である中国亳州市の学生訪問団の受入れ、「スポーツ推進計画」見直しのためのアンケート調査を実施しております。

文化財保護関係では、網野銚子山古墳の用地の一部を購入したこと、市史編さん事業では、5冊を刊行しております。また、丹後古代の里資料館の改修工事を実施しました。

纏めとして、本市の懸案となっている課題解消に向け本格的に取り組むを進めるとともに、更なる教育の充実・発展に向けたさまざまな教育活動を市民とともに実践していくこととしております。

次のページからですが、教育に関する学識経験者の意見では、従前からお世話になっております立命館大学の長野先生と、玉川大学の寺本先生の意見をつけさせていただいております。

長野先生からは、序論の中で、児童生徒数の減少、学校小規模化に歯止めをかけ将来にわたる教育のあり方を考え、学校と家庭、地域が一体となった新しい学校づくり、新たな地域づくりを目指して努力されている状況を読ませていただいたというふうにされております。

本論は、6つの項目建てで意見をいただいています。

①では、各事業の教育委員会の取り組みを紹介いただき、②の中では、教育委員会会議は、定例会・臨時会が適時に開催され、学校教育や社会教育事業などを評価し適切な指導、助言をされている。新しい学校が誕生するが、委員会は適時に学校訪問や視察を実施し、また地域集会等に出向いて教職員・保護者、地域住民の悩みや要望を聞き対話を深めていただきたいとしております。③の中では、小中一貫教育モデル校の研究成果を各学校で実践検証しながら、計画的な移行措置をされたい。また、全市の保護者・住民に適時に広報、啓発されたい。また、学校跡地活用や地域振興対策は市行政と一体となって住民各層の意見要望を集約して基本方針を提示し、地域の子ども・保護者や住民の夢や希望が実現するように推進されたいとしております。④の中では、各学校の自己評価はよくまとめられているが、具体的な表記や資料添付も指摘されております。なお、教育委員会は「自己評価」で課題があげられた学校に対しては特別な支援と指導助言を考慮されたいとしております。また、学力向上については各学校で真摯な取り組みがされている。いじめについては各校で教育的に対処されている。不登校については課題が見受けられるが、教育支援センターを中心に学校・PTA・地域の教育関係者と連携した息の長い地域ぐるみの支援が大切であるとされています。⑤では、小中一貫教育について小中で温度差が感じられる。全教職員の徹底した意識改革が原点。教職員の繁忙化に配慮しつつ研修の内容充実が肝要とされています。⑥では、文化財、社会教育、スポーツ事業は、少ない人員と限られた予算内で努力をしているが、参加者の自主運営や民間委託など効率的運営を図ることも必要ではないか。公民館再編は学校再配置と連動させること。東京オリンピックも視野に入れたスポーツ振興策を期待したいとされています。

総合評価として、厳しい財政状況でも教育予算を増配し、教育立市を掲げ「地域ぐるみ」で教育改革を推進する京丹後市政と教育委員会に敬意を表したい。子どもの指導の一貫性を目指す新しい学校づくりと地域再生を期する「京丹後市の大計」として、学校、家庭、地域社会が一体となって進められていると、特筆できる。地域ぐるみをキーワードにキャリア教育、丹後学をカリキュラムに取り入れることはできないか。観光や地元産業ともリンクさせ、「新しい京丹後教育」が創造されることを期待していると纏められています。

次に、寺本先生からは、序論の中で、学校再配置基本計画の実現、小中一貫教育推進、不登校対策室の整備など、京丹後市の地域性と現代社会の急速な変化に対応した教育施策が実現に向けて動きだし、その努力と熱意にまず敬意を表したい。少子高齢化や、過疎化

の下、厳しい財政状況の中、多くの課題に対して教育行政として不断の努力を要する時代になっているとしています。

本論は、5項目建てで意見をいただいております。

①教育委員会議の開催状況等では、17回もの開催に至っているが、人事や報告事項が多いため、解決すべき教育課題の発掘を進めたり、課題に対する実質的な審議を進めたりするうえで、十分な時間が割かれていないのではと若干危惧を持っている。可能な限り、教育の質保証と市民の参画意識を高めるための方策、学校危機管理等についてより多くの審議・検討の時間をかける必要がある。学校運営と学校管理に関しての案件を年度末か年度始めの会議に取り入れてみてはいかがかとされており。②学校再配置検討状況等では、再配置計画は確実に着実にされている。「学校力の確保」や「安全な通学方法の確保と通学支援」も重要であり、様々な点において苦渋の選択を強いられたことも予想される。再配置に伴う配慮事項も多く残っており、さらなる検討が望まれるとされています。③事務事業評価では、事務事業はよく整理されており問題は見いだせない。各調書等についても、詳細さが増し、各事業の効果や成果の透明性の確保と事業のより一層の改善が垣間見ることができて喜ばしいとされています。④学校評価では、「本年度幼稚園・学校経営の重点」の記述も改善されている。幼稚園及び学校ごとで短期経営目標の実現に向けて努力を傾ける一方で市内の全幼小中学校が一定の教育水準を確保するためにより一層の共通意識を図る必要があるだろう。少ない予算を切り詰めながらも教育の向上に向けて努力されている様子が伝わってくるとされています。⑤社会教育活動、文化財保護行政、社会体育等では、公民館維持のための経費削減と集落共同体の維持とを矛盾しない形で進めていく必要がある。また、社会教育施設としての公民館と学校教育施設としての学校校舎を「住民学習施設」として同一の範疇に入れながら利用する案も検討できないだろうか。社会教育で実施している短歌や人権教育などを学校教育に一層導入してほしい。一方、文化財保護関係においては、市史編さんの5巻の発刊など意欲的な企画の実行も感じられるとされています。総括では、報告書の書式が統一され、各種資料は見やすく整理されていた。「平成24年度学校教育の指導の重点」の「学ぶ意欲と自尊感情の育成」は昨年も気になった点であるが、就学前から中学校修了時までの継続的・体系的なキャリア教育に触れられている点は評価できる。京丹後市の児童がどうして肯定感が低いのか、指導のあり方の再考を余儀なくされるだろう。解消には教員の指導力量の向上が不可欠であり、研修の充実やまちづくりへの参画意識の醸成が必要であるとされています。

総合評価では、教育委員会活動として概ね適切な事業運営に努められていると評価できる。財政が厳しい現状の中、理想と現実のはざままで苦慮されている姿が推察される。更なる発展を期待したい。また、小中一貫教育の全市展開を計画されているが、小中間の教員交流や指導力を磨くための研修の強化に加え、キャリア教育の充実とまちづくりへの参加意識を高める教育内容の策定、ポートフォリオや学校生活態度を含めた児童生徒のカルテのような共通フォーマットの作成や活用による診断的評価が望まれると纏められています。

なお、以下資料がたくさんありますが、この説明は省略をさせていただきます。

まとめとしましては、お二人の先生とも、総合評価でキャリア教育とまちづくりへの参加に触れられており、「25年度の指導の重点」や「推進上の留意点」の中では、キャリア教育についても記載しておりますが、今後の取組みの中で検証や検討を進める必要があるというふうに考えております。

以上です。

<小松委員長>

議案第82号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第82号「平成24年度教育委員会活動の点検及び評価報告書について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

続いて、議案第83号、第84号の2議案は、公民館再編計画及びそれに基づく条例改正であり、関連いたしますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

ご異議なしと認めます。よって議案第83号「京丹後市公民館再編計画（案）について」、議案第84号「京丹後市公民館条例の一部改正について」の2議案を一括議題といたします。
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この2議案についても、教育次長の方から提案説明いたします。

<吉岡教育次長>

議案第83号を説明する前に、先ほど承認いただきました82号につきましては、12月議会の方に評価点検報告書を提出したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、議案第83号「京丹後市公民館再編計画（案）について」説明をさせていただきます。

平成23年度に公民館再配置計画（案）を作成し、教育委員会議と議員全員協議会で説明後、各町の公民館連絡協議会、区長会等の会議等で説明・協議をさせていただいており

ましたが、そこで出された意見等を踏まえ再配置計画（案）を見直し、公民館再編計画（案）として作成をしておりますので、報告させていただき承認をお願いするものです。

資料により説明をさせていただきます。資料を付けております、資料1の新旧対照表をご覧いただきたいというふうに思います。1の計画の趣旨、2本市における公民館の現状と課題については、一部文言の整理等を行っておりますが、内容等は特に変更していません。計画の趣旨としては、合併以降進めてきた公民館の体制及び活動についての成果や課題を整理し、地域の実態に即した市民の学習や交流の機会均等に向け、地域の拠点となる公民館の体制を整備することとしたものです。公民館の現状と課題では、地域公民館は職員数が少なくなっていること、公民館専用施設がない地域もあり、活動が十分にできない状況となっております。また、現在の地区公民館は、条例設置により社会教育施設であるため、統一的に進めていく必要がありますが、地区の事情や歴史的経過があるため、その役割を十分に果たすことができない状況の部分もあります。中央公民館については、設置について先送りはされてきましたが、市内全域の広域的な視野に立った多様な学習機会を効果的に提供すること、また本市が持つ学習機能を系統的に整備し、総合した行政として進めるための体制整備が必要になっていると考えています。

少し飛ばしまして、4ページです。3の当面の課題に対応する公民館の再編計画では、一つ目として、中央公民館の新設を記載しております。中央公民館は、市内の各公民館を統括するとともに、公民館事業を計画立案し系統的に実施するため、生涯学習の拠点として設置することとします。施設については厳しい財政状況の中、新たに設置するのではなく社会教育課内に置くこととし、運営体制は、館長は社会教育課の管理職が兼務、公民館主事は社会教育課の職員が兼務し、社会教育指導員を配置します。事業費は、公民館運営費として予算を確保したいと考えています。二つ目は、地域公民館は、旧町を基盤として活動を継続し、現在の体制を引き継ぎ、地域課題を整理しながら活動を行うとともに、地区公民館活動の指導と支援を行っていくこととしています。従来、地域公民館と地区公民館は並列な関係としておりましたが、今後は、地域公民館が地区公民館を指導する立場とします。運営体制は現状通りとし、旧町単位の公民館連絡協議会の活性化と地域における公民館の推進体制を整備することとします。事業費は、事業計画に基づき予算を確保したいと思います。三つ目は地区公民館ですが、条例に定めた基準による公民館を継続するのではなく、地区の活性化のための住民の学習と交流活動の拠点として位置づけ、自治組織と連携した自治公民館に移行することとし、活動の支援を行うこととします。運営体制は、関係自治区で館長と主事を配置していただき、関係自治区で体制づくりをしていただくこととしております。事務事業経費は、一定の基準をもって積算し、旧町ごとにあります公民館連絡協議会に交付し、そこから交付するという形をしたいと考えております。

続きまして6ページの一番外側なのですが、将来的な公民館の再編構想では、中央公民館は、生涯学習を進める拠点施設として機能を充実させることとします。地域公民館は、公民館連絡協議会の効率的な運営及び小中一貫教育を考慮した学校との連携を行うため、中学校単位に設置することとするとともに、中央公民館の充実に合わせ、一部統合も視野に入れ、配置を検討することとしています。地区公民館は、関係自治区と一体となって進める自治公民館活動を支援していくこととなります。

資料2です。資料2は平成26年度の公民館運営体制の予定も書かせていただいております。説明はもう省略させていただきますので、ご覧いただきたいと思います。

資料3につきましては公民館運営体制の説明資料として、条例で設置しています中央公

民館と地域公民館、条例から外し自治公民館として運営する地区公民館の内容を記載しております。これも、一つひとつは説明を省略させていただきます。

資料4は26年度の活動交付金の積算（案）であり、活動交付金は、先ほど申しましたように旧町単位の公民館運営協議会に交付し、協議会で各地区公民館に配分することとします。交付金の額は、運営活動費として区数割と世帯割、各町の公民館連絡協議会の交流事業分を均等割りとし、これの合計額とさせていただきます。地区公民館の館長・主事は、従来の非常勤特別職ではなくなりますので、市の報酬として支給するのではなく、各公民館でそれぞれ支給いただくこととなります。参考として、平成25年度の館長・主事報酬と活動交付金を掲載しておりますが、旧町ごとに額の増減がありますが、これらを合わせた額を26年度の活動交付金の合計額とさせていただきたいという風に考えています。

続きまして資料5ですが、今までの協議等の経過を記載しておりますので、これもご覧いただきたいと思います。

資料6につきましては、平成22年度に社会教育員会議から受けました「公民館体制及び運営のあり方について」の答申を付けさせていただいております。これも以前配布をさせていただいております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第84号「京丹後市公民館条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

前議案で説明しました京丹後市公民館再編計画（案）に基づき、公民館体制の見直しを行うため、必要な改正を行うものです。内容としましては、京丹後市中央公民館を先ほど申しましたように、新たに設置をさせていただきます。各地域公民館を自治公民館とするため、今回たくさんありました地区公民館を条例から外すこととします。

改正文の内容ですが、第2条に公民館の名称及び位置を規定し、別表第1に従来されておりましたが、公民館の数が少なくなりますので、表中に中央公民館を加え地区公民館を削った表を、分かりやすくするために第2条第1項の所に表として記載をさせていただいております。第2条第2項に分館の設置を規定しておりましたが、地区公民館のように分館もなくなりますので、設置をしないこととなるため、条文を削除させていただいております。以下は、別表第1を削り別表第2を別表第1にするなど、必要な整理をさせていただいております。附則で、施行期日を平成26年4月1日とさせていただきます。

なお、承認をいただきましたら、今回の条例案については12月議会の方に上程をさせていただく予定としておりますので、以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

<小松委員長>

ただ今、公民館再編計画（案）並びに公民館条例の一部改正につきまして、2議案の説明をいただきました。

まず、議案第83号「京丹後市公民館再編計画（案）について」につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

<文珠委員>

中央公民館、また、各地域の地域公民館の場所ですけれども、住所に書いてありますが、だいたいどの辺の所かだけちょっと教えてもらいたいです。

<吉岡教育次長>

中央公民館については、当分の間、社会教育課が兼務したいと考えていますので、ここの大宮庁舎を記載させていただいております。それから、地域公民館については、従来通り各6町に置きますので、今の施設をそのまま使いたいと思っておりますので現状と同じ場所になります。

<文珠委員>

分かりました。

<小松委員長>

議案第84号「京丹後市公民館条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

全体を通しましての、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

<森委員>

指定管理者という文言があるのですが、今の所指定管理者はしていませんよね、公民館はどうでしょうか。

<吉岡教育次長>

現状はしていません。

考え方として、公の施設を造った場合、今はだいたい条例の中で指定管理ができる項目を付けておりますので、合併当時、その形で同じように条例の中には付けられていたのだというふうに思っています。

<森委員>

分かりました。

<小松委員長>

他にございませんでしょうか。

<吉岡教育次長>

説明の中でできていないところがあるので、少し補足させていただきます。先ほど、12月議会の方に提案させていただきたいと言いました。12月に出させていただく内容については、来年の4月から公民館を運営していこうと思うと、自治公民館になるということ地域に正式に認めていただいて返す形になるのですが、4月に間に合わせようと思うと、各地域での選任とかそういう、いろいろな手続き的なことが、各地域で必要になって

くると思いますので、3月議会では間に合わないので12月議会に出させていただいて、その内容と最終決定したものを地域に返したいというふうに思っています。それで、12月議会に出させていただく予定で準備をさせていただいているということです。

それと、前回、議会には全員協議会でお出しさせていただきました。いろいろとご意見をいただいで、十分に説明を行い、公民館の職員と話をするようなことも言われました。経過等を見ていただいた通り、話もさせていただいているわけなのですが、前は議員全員協議会でお出しいただいたのですが、今は議会の流れが、全員協議会ではなくて、なるべく委員会、教育委員会は文教厚生常任委員会が管轄になるのですが、委員会でする限り説明できるものは説明してほしいという事がありますので、今の所予定では来週の11日に臨時議会があるのですが、その日の午後に文教厚生常任委員会に説明をさせていただく予定をしております。このことも、ご承知おきください。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈小松委員長〉

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第83号「京丹後市公民館再編計画（案）について」につきまして、ご承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第84号「京丹後市公民館条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

続いて、議案第85号、第86号の2議案は、条例及びそれに基づく規則改正であり、関連いたしますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第 85 号「京丹後市社会教育委員条例の一部改正について」、議案第 86 号「京丹後市社会教育委員会議運営規則の一部改正について」の 2 議案を一括議題といたします。

米田教育長から提案の説明をお願いいたします。

〈米田教育長〉

この 2 議案につきましても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第 85 号「京丹後市社会教育委員条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

改正の内容につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、第 3 次一括法と言われているのですが、これが平成 25 年 6 月 14 日に公布をされ、平成 26 年 4 月 1 日施行となっております。この法律の中で、社会教育法の一部改正がされております。この法律改正の中では、従来、社会教育法に規定されていた社会教育委員の委嘱基準が、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされています。また、「社会教育委員及び公民館運営審議会委員の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」が、平成 25 年 9 月 10 日公布、平成 26 年 4 月 1 日施行とされ、この省令改正の中で参酌すべき基準が示されたことに伴い、社会教育委員条例の一部改正をするものです。

つまり、社会教育委員の委嘱基準が、従来は法律の中で決められておったのですが、それを地方分権の関係があつて、各地方公共団体にその内容を決めなさいというような形のものが法律の改正の趣旨です。

改正文の内容ですが、委員の委嘱の基準を規定するため、第 1 条の趣旨の中にその旨を規定しまして、示された参酌基準に基づき、新たに第 2 条として委嘱の基準を定めております。第 2 条を加えたため、以下の条を繰り下げしております。施行期日につきましては、法律に合わせまして、附則で平成 26 年 4 月 1 日とします。

なお、承認をいただきましたら、12 月議会の方に上程をさせていただくこととしております。これにつきましても、12 月議会に出させていただくことにつきましては、来年 4 月 1 日からの施行を考えておりますので、それまでに委員の選任等がありますので、3 月議会では間に合わないという関係で、12 月にさせていただく予定にしています。

議案第 86 号「京丹後市社会教育委員会議運営規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

前議案の京丹後市社会教育委員条例の一部改正に伴い、会議運営規則の中で、同条例の条番号を引用している部分がありますが、条番号の移動があつたことに伴い一部改正をするものです。第 1 条中「第 7 条」と規定しているものを「第 8 条」に改めます。施行日は、条例の改正に合わせまして、附則で平成 26 年 4 月 1 日とします。

以上、両議案ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、2 議案の説明をいただきました。

まず、議案第 85 号「京丹後市社会教育委員条例の一部改正について」につきまして、ご質

問、ご意見がございましたらお願いします。

<小松委員長>

次に、議案第86号「京丹後市社会教育委員会議運営規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

全体を通しましてのご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

<野木委員>

私がこの部分に関してよく分かっていないので、初歩的な質問になるかと思うのですが、この基準が変わったということで、その委員の委嘱の基準が変わってくるとか、そういう問題はないのですか。従来通りですか。

<吉岡教育次長>

委嘱の基準につきましては、従来から法律で決められているものとほとんど一緒ですので、基準としては変わらないです。それから、京丹後市は従前から委嘱しておる委員につきましては、既にこういう方を選任されておりますので特にこのことによって大きな影響があるというふうには考えておりません。

<小松委員長>

他にございませんか。

<小松委員長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第85号「京丹後市社会教育委員会条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第86号「京丹後市社会教育委員会議運営規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

続いて、議案第87号「京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第87号「京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

この規則は、国の制度を受け、経済的理由又は心身障害によって就学困難な幼児、児童及び生徒の保護者に対して学用品購入費等を補助するものです。補助対象となる経費、補助金額は資料の別表の方に記載があります。

このたび、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が平成25年5月15日付で一部改正され、特別支援教育就学奨励費の支給対象者等が見直され、小学校又は中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒についても、新たに支給対象となったことから、本市においても同様の改正を行うものです。この学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒については、特別支援学校の就学に該当する障害の程度ですが、何らかの理由により普通学校の普通学級に就学している児童又は生徒ということになります。

改正文について、説明をさせていただきます。

第2条第1項には認定の要件を列記しておりますが、第4号に先ほど説明させていただきました児童生徒の保護者を加えるものです。第3号は、文言の整理をしています。

別表は就学援助基準を規定しておりますが、第2条第1項の改正に合わせ、認定者を加えることとします。

附則で施行日を公布日とし、平成25年5月15日から適用することとしておりますが、適用日は、国の要綱改正に合わせています。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第87号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

〈吉岡教育次長〉

説明は、条例の形で説明したのでちょっと分かりにくかったかも知れないですけど、障害があつて特別支援学校適の障害がある程度の方については、特別支援学校に原則は行かれます。行かれない場合も普通学校の特別支援学級に入れるのですが、それも保護者等の意向によって入らない場合もあります。

そのような規定の中で、今までについては普通学校の特別支援学級に入っている保護者にだけしか適応が無かったのですが、何らかの理由で障害を持っていても支援学級に入っ

ていない子どもたちには適応が無かったのですが、これからは適応しようということの内容です。ですから、普通学級で障害があっても普通学校の普通学級にいた障害がある子については就学援助の適応になっていなかったのですが、これからは適応させようということですが。

〈小松委員長〉

現在の該当児童というのは。

〈山根学校教育課長〉

現在対象者は1名います。ただし、この特別支援教育就学奨励費については所得制限がございます。この方は所得制限にかかるために支給が出来ないという状況でありますので、該当者は0という事になります。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第87号「京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

続いて、議案第88号「京丹後市立学校記念誌発行補助金交付要綱の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いいたします。

〈米田教育長〉

この件についても、教育次長の方から説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第88号「京丹後市立学校記念誌発行補助金交付要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

この要綱につきましては、学校再配置に伴い閉校等による学校の記念誌を発行しようとする住民組織に対し、記念誌の印刷等の費用を補助するものですが、過去の閉開校から従来校区であった行政区を含めて記念誌を作成することがあるため、その際の費用に対しても補助金の交付ができるようにするものです。

改正文の内容ですが、第4条に補助金の額を規定しておりますが、条文中の「行政区」にかっこ書きで「当該閉開校の変遷から校区であった行政区を含む。」を加えるものです。

なお、再配置が終了した後はこの補助金は必要ないこととなりますので、平成30年3月31日限りで、この告示は効力を失うことと規定させていただきます。

施行期日については、附則で公布の日からということにさせていただきます。

以上です。

<小松委員長>

議案第88号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<吉岡教育次長>

これも補足させて下さい。

例なのですが、今度、網野南小学校と郷小学校が再配置になります。網野南北小学校が出来た時に、新庄が従来は郷小学校に行っていて、郷小学校当時に新庄の子どもたちも行ってた経過があるので、そのことも含めて、新庄区は南小に行っているのですが、本来は南小学校の記念誌の中に含まれる。現状はそうなのですが、過去を遡ると郷小学校に関わっているので、郷小学校の記念誌の中に新庄の分も含めて作りたいというようなことがあって、今の形ではなく、従前に統廃合があったようなところの地域のことも含めた記念誌にしたいというような思いがあって、そういうことにさせていただいています。

<小松委員長>

他でもそういうことは。

<山根学校教育課長>

間人中学校とか宇川中学校とか、ちょっと集落の名前が今、度忘れして出てきませんけど、一集落あるように聞かせてもらっています。

もう少し補足させていただくと、今の補助金上でいくと、新庄区については南小学校分しか出ないということになるので、当時の変遷も踏まえて郷小学校の記念誌を作られる時に、当然、新庄区のことでも出て来たり、投稿されてその当時の事も掲載して新庄区の方にも配りたいという申し出がありますので、その部分についても補助金の対象にしていこうという整理をさせていただいたということです。

<森委員>

新庄区は、郷小学校の記念誌も網野南小学校の記念誌もいただくということですか。

<山根学校教育課長>

いただくということになりますけれども、ここに示しているのは、1,500円を上限ということでございますので、当然、自己負担が発生しているというように聞かせてもらっています。

<野木委員>

この件はちょっと以前質問したかも分かりませんが、この補助金と言うのは、申請をされた団体に、金額が、製本するときの契約とか、どなたとどの製本会社と契約するかそういうことは全くこちらではタッチせずに、その金額に対して3分の2とか1, 500円とかということで交付される補助金ということなのですか。

<吉岡教育次長>

地域の方でどういう契約をされるかとか、そういうことまでは審査をしていないです。ただ、先ほど言いましたお金の面については上限を設けていますので、その上限の範囲内で支払いをさせていただくという事と、配付数につきましては、市が行います地区配付の数で金額を決めさせていただいているという形になります。

<野木委員>

そうすると、例えばその製本をした時に、どなたかが普通であれば3, 000円でできるものが、5, 000円で契約したというようなことがあったとしても、市としては、別にそれは問わないと、そういう契約があったというような事は、そこまでは問えないということなのですか。

<吉岡教育次長>

問えないです。

きちっとした形で実績を出していただいて、それが正しいものとして判断をさせていただきます。地区がやられていることまで、そこまで疑って、その契約がおかしい形の契約になっていないかということまでの事はやっていないです。

<文珠委員>

記念誌に関しましては補助金が出るわけですが、よく補助金が付くといろいろな規制があります。その記念誌を欲しい方に販売という事はできるのでしょうか。

<吉岡教育次長>

市が交付するのは先ほど言いました金額の上限をもっていますのですし、それから部数についても地区配付の部数しか補助金を出せませんので、それ以上にたくさん作って、例えば一つの家庭に2冊渡したいとか3冊渡したいということになった時に、販売ということを地区でされている場合もあると思います。

<小松委員長>

他にございませんでしょうか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第88号「京丹後市立学校記念誌発行補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

続いて、議案第 89 号「京丹後市立保育所条例の一部改正について」を議題と致します。
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第 89 号「京丹後市立保育所条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

本市が設置しております保育所のうち、京丹後市立峰山保育所及び京丹後市立網野保育所につきましては平成 23 年 4 月 1 日から、それぞれ社会福祉法人みねやま福祉会と社会福祉法人不動園に運営を委託し、公設民営の保育所として運営をしております。両保育所とも委託後 2 年半を経過する中、保育所を取り巻く社会環境の変化、保護者の共働き・就労形態の多様化など、民間のノウハウを活用した効率的かつ効果的な保育を実施する必要があるため、民設民営の保育所として民間事業者に移管することとし、設置を規定しております「京丹後市立保育所条例」から削除するものです。

移管先につきましては、この間の運営実績と保護者アンケートの結果に基づき、適切な保育サービスの実施が見込まれることから、現在運営を委託しております社会福祉法人みねやま福祉会と社会福祉法人不動園に移管することとしております。

なお、移管後の保育サービスについては現状のサービスを維持することを条件とさせていただきます。

改正文の内容について、説明をさせていただきます。

別表に保育所の名称、位置及び定員を定めておりますが、「京丹後市立峰山保育所」と「京丹後市立網野保育所」の項を削るものです。施行日につきましては、26 年度から移管とするため、平成 26 年 4 月 1 日とさせていただきます。

保育所の建物につきましては、法人へ無償譲渡することとしておりますので、これについても説明をさせていただきます。峰山保育所につきましては、所在地は京丹後市峰山町杉谷小字カジャ 283 番地、種別は建物、鉄骨造り平屋建て、延べ床面積 1,588.05 m²、譲渡の相手方は社会福祉法人峰山福祉会です。網野保育所につきましては、所在地は京丹後市網野町網野小字北浜 721 番地、種別は建物、鉄筋コンクリート造り平屋建て、延べ床面積 891.32 m²、譲渡の相手方は社会福祉法人不動園です。

なお、譲渡の条件として、譲渡の相手方は譲渡物件を保育所施設の用途に供しなければならないなどの条件を付けることとしております。

平成 26 年 4 月 1 日付で市立保育所としては廃止することとしておりますので、両施設を普通財産としたうえで、社会福祉法人へ譲渡することとしております。

また、土地については無償で貸付ける予定をしております。

付けさせていただきます資料の説明をさせていただきます。

まず、峰山保育所と網野保育所の配置図、その次に概要を付けております。概要についてはそれぞれの部屋の配置とか保育所の現在の運営状況を記載しております。

次に、有償譲渡の場合の財産処分納付金額の試算表を付けさせていただいております。両保育所とも建設当時に国府の補助金の交付を受けておりますが、平成20年4月17日付けで厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分の通知がありまして、地方公共団体が経過年数10年以上である施設等は無償で譲渡する場合は、財産処分承認が処分報告のみとすることになったことにより、補助金の返還を不要とすることとされております。市所有の公有建物につきましては、税務課の評価がないことから、償却資産の計算方法に倣い、定額法によって評価額を算出し、耐用年数については、峰山保育所は鉄骨造りですので34年、網野保育所は鉄筋コンクリート造りですので47年として計算し、残存価額は峰山保育所は30,829千円、網野保育所は41,934千円としておりますが、仮に、補助金を返還するとした場合の額を、一番下に書かせていただいております。

次に、峰山保育所と網野保育所の入所児童数の推移を記載しておりますが、市内の保育所の入所児童数は、少子化の影響から減少気味ですが、峰山保育所が増加していることについては、サービスが充実してきたことに加え、峰山地域の4保育所が仮設での運営を行っていることも影響しているのではないかとというふうに考えております。

次に、今回の民間移管に際し、両保育所の保護者に運営に関するアンケート調査を行っており、その結果を付けております。両保育所とも保育内容については、満足とやや満足を合わせ90%以上の回答となっており、保育所運営に関し高い評価を受けていると判断をしております。

次に、峰山保育所と網野保育所の運営費について、現在の公設民営の場合と民設民営とした場合の市の負担額の比較をしております。

現在の公設民営の場合は、運営費に対する国府の補助金はないため、収入としては保育料のみであります。法人への委託料を国の基準に基づき市が負担をしておりますが、民設民営となった場合は、国の基準による費用徴収額、国の基準による保育料です。これを引いた額の2分の1を国が、4分の1を府が補助金として市に交付するため、その残を市が負担することとなります。簡単に言いますと、市が4分の1の負担をするという事です。ただし、市が運営する場合は交付税の算定分がありますので、それを差し引きしますと差額として両保育所の合計で、平成24年度の事業費ベースで市の負担が、料保育所合わせまして52,869千円少なくなるということになります。内容等については以上です。

承認をいただきましたら、これにつきましても11月11日に臨時議会を行いますので、その時に上程をさせていただくこととしております。

以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

<小松委員長>

議案第89号をご説明いただきました。

ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

<森委員>

アンケートの結果が良い方向だったということは前回の会議でも聞かせていただいていたのですけれども、実際に見せてもらって、すごく良い評価だなと言うふうに見ました。でも、なぜ公設民営ではなくて、要するに市の保育所の子どもと保育士の関係とかというのが、悪いというわけではなくて、ここではとても良い評価、満足とかやや満足とかいうことになっているのですけれども、市が行っているところの保育士とかの評価とか、保護者の受け取り方についてはどうなのでしょう。

<吉岡教育次長>

今回、2つの保育所については民設のこともありましてアンケートを取らせていただきまして高い評価を得ているのですが、市の公立保育所についてはこういうアンケートを取ったことがありませんので、現状としてははっきりした数字を申し上げることはできないのですが、決して悪いというふうには思っておりません。

<森委員>

悪いという事はあまり聞かないのですけれども、都会とかだと結構子どもの人員の確保とかというのですごく経営的にも厳しいので、良い方向でやられているのであろうと思うのですが、わりと田舎なのでのんびりしているなど、決して保育士が悪いと言っておりません。地元の保育士さんもすごく感じが良いですし、決して私がおばあちゃんとして行かせてもらっても悪い感じはしないのですけれども、あまりにもここがいいので、どうかなと思いました。

<吉岡教育次長>

それと、公立と民営が違うのは、サービスの内容が違いまして、民営の方は休日保育もあり、延長保育も長いですし、そういう面で充実をした関係もあって休日やっているところに行かせたいとか、他地域からも行かせたいという保護者もたくさんいますので、そういう面で評価は高いだろうというふうに思っています。

<小松委員長>

他にございませんか。

<小松委員長>

この委託と言いますか、民間にという方向はこれからも続くというふうに考えていったらいいのでしょうか。

<吉岡教育次長>

できましたら民間に委託していく方向で考えておりまして、ただ、すべての保育所ができるという事にはならないと思いますので、一定の施設についてはその方向でやらせていただきたいと思います。

それと、幼稚園がある保育所については、社会福祉法人では幼稚園が運営できないので、そちらについては、子ども園ですね。京丹後市の場合は、そこはできないのでそういう事も含めての検討になるというふうに思います。

〈文珠委員〉

今の所、該当する二つの幼稚園は該当しないと思うのですが、子育て支援センターが併設されているような所があるのですが、そういうような所もかかってくる可能性はありますか。そこら辺の考え方はどうでしょうか。これからは共生できるのでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

子育て支援センターは、原則今は市が直接運営をしまして、峰山保育所にも今あるのですが、峰山保育所の施設の中で民間が保育所を運営していて、支援センターの分は市が運営しているような形になっています。

今度、峰山は新しく統合保育所を建設する予定をしておりますので、それが完成すれば支援センターをそちらに移したいというふうに考えています。

〈文珠委員〉

わかりました。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第89号「京丹後市立保育所条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

続いて、議案第90号「丹後建国1300年記念事業音楽で語る丹後の歴史～NPO法人音楽のまちづくり設立7周年記念・平成25年度京都市町村・地域自治功労者表彰受賞記念コンサート～の開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いいたします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第90号「丹後建国1300年記念事業音楽で語る丹後の歴史～NPO法人音楽のまちづくり設立7周年記念・平成25年度京都市町村・地域自治功労者表彰受賞記念コンサート～の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、丹後にまつわる昔話に音つけをして朗読することにより丹後の歴史や文化を伝習することを目的に実施されるものです。

内容は、朗読コンサートと、アルパとギターデュエットと言う風になっております。

主催はNPO法人音楽のまちづくり、会場は大宮ふれあい工房、期日は平成25年11月30日、申請者は同法人の代表 田中千穂氏となっております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

〈小松委員長〉

議案第90号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見がございましたらお願ひします。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第90号「丹後建国1300年記念事業音楽で語る丹後の歴史～NPO法人音楽のまちづくり設立7周年記念・平成25年度京都市町村・地域自治功労者表彰受賞記念コンサート～の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

続いて、議案第91号「bjリーグ2013-2014シーズン京都ハンナリーズ宮津ホームゲームの開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願ひいたします。

〈米田教育長〉

これにつきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第91号「bjリーグ2013-2014シーズン京都ハンナリーズ宮津ホームゲームの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、バスケットボールの普及とプロバスケットの試合観戦の機会提供とスポーツ観光に寄与することを目的に実施をされるものです。

内容は、男子プロバスケットボールの試合、地元ミニバス交流戦、地元児童への技術講習会の開催となっております。

主催は株式会社日本プロバスケットボールリーグとスポーツコミュニケーションKYOTO株式会社、会場は宮津市民体育館、期日は平成25年3月22日から23日、申請者はスポーツコミュニケーションKYOTO株式会社 代表取締役社長 多田羅隆文氏となっております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

〈小松委員長〉

議案第91号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第91号「bjリーグ2013-2014シーズン京都ハンナリーズ宮津ホームゲームの開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。
続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る10月期承認について

(2) 各課報告

〈教育総務課〉

- ① 第1回京丹後市教育振興計画策定委員会について

〈学校教育課〉

- ① 11月学校行事予定について
- ② 閉講式・開校式の日程について

〈社会教育課〉

- ① 第28回京都女性の健康フェスティバルについて
- ② 男子第64回女子第29回近畿高等学校駅伝競走大会について
- ③ 京丹後市公民館連絡協議会第2回研修会について
- ④ 第49回久美浜湾一周駅伝競走大会について
- ⑤ 京丹後市小町ろまん短歌大会について

〈文化財保護課〉

- ① 丹後古代の里資料館秋季特別展示2「松井康之と久美浜」について

〈小松委員長〉

以上をもちまして第16回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦勞様でございました。

〈 閉会 午後7時50分 〉

[12月定例会 平成25年 12月 5日(木) 午後3時から]